

日 齒 発 第 19 号
平成 25 年 4 月 5 日
(総務課扱い)



都道府県歯科医師会会長 各位

公益社団法人 日本歯科医師会
会 長 大久保 満 男



「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」
の円滑な施行のための協力について (お願い)

平素より本会会務運営に特段のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、平成 25 年 4 月 1 日施行の「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」(平成 24 年法律第 34 号) について、警察庁刑事局長および厚生労働省医政局長より別添のとおり協力依頼がございました。

貴職におかれましては、何卒ご理解ご協力賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

〈別添資料〉

- 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律の円滑な施行のための歯科医師のご協力について [平成 25 年 3 月 28 日・警察庁丙捜一発第 9 号]
- 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律の円滑な施行のための医師又は歯科医師の協力について (通知) [平成 25 年 3 月 28 日・医政発 0328 第 5 号]



警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律の概要

1 法の目的（第1条）

警察等（警察及び海上保安庁）が取り扱う死体について、調査、検査、解剖その他死因又は身元を明らかにするための措置に関し必要な事項を定めることにより、死因が災害、事故、犯罪その他市民生活に危害を及ぼすものであることが明らかとなった場合にその被害の拡大及び再発の防止その他適切な措置の実施に寄与するとともに、遺族等の負担の緩和又は解消及び公衆衛生の向上に資し、もって市民生活の安全と平穩を確保することを目的としています。

※ 警察は公共の安全と秩序の維持をその責務としており、その所掌事務の範囲内で本法に規定する措置を実施することから、犯罪によるものかどうか、事故等の同一の原因によりその被害が拡大・再発することを防止するための措置を講じる必要があるかどうか問題となり、警察が解明すべき「死因」としては、その判断に必要な程度のものとなります。

「公衆衛生の向上に資すること」という目的については、警察がその死因が市民生活に危害を及ぼすものであるかどうかを明らかにした結果として、副次的に達成されるものと整理され、本法により、警察が公衆衛生の観点から死因を解明することとなるものではありません。

2 礼意の保持（第2条）、遺族等への配慮（第3条）

死体の取扱いに当たって、警察官は、礼意を失わないように注意しなければならないこと、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮をしなければならないこととされています。

3 死体発見時の調査等（第4条）

警察署長は、通報、届出等により警察が取り扱うこととなった死体の死因及び身元を明らかにするため、死体の外表の調査、死体の発見された場所の状況等の調査、死体発見者や遺族等の関係者に対する質問等の必要な調査をしなければならないこととされています。

この調査に当たっては、警察署長は、医師又は歯科医師に対して、立会い、死体の歯牙の調査その他必要な協力を求めることができることとされています。この必要な協力には、死者の診療情報の提供等も含まれています。

なお、犯罪死体や変死体については、これまで同様、刑事訴訟法が適用されるので、この調査の規定が適用される死体については、「犯罪行為により死亡したと認められる死体及び変死体」が除かれています。

4 体内の状況を調べるための検査（第5条）

警察署長は、刑事訴訟法第229条の検視、本法第4条の調査の結果では、犯罪の嫌疑があるとまでは認められず犯罪捜査の手術が行われていない死体について、その死因を明らかにするために体内の状況（体内で出血がないか、薬物が投与されていなか等）を調査する必要があると認めるときは、その必要な限度において、次の①から⑥までの検査を実施できることとなっています。

- ① 体内から体液を採取して行う出血状況又は当該体液の貯留量の確認
- ② 心臓内の複数の部分から血液を採取して行うそれぞれの色の差異の確認
- ③ 体内から体液、尿その他の物を採取して行う薬物等に係る検査
- ④ 体内から血液又は尿を採取して行う身体の疾患に伴い血液中又は尿中の量に変化する性質を有する物質に係る検査
- ⑤ 死亡時画像診断
- ⑥ ⑤のほか内視鏡その他口から挿入して体内を観察するための器具を用いて行う死体の異状の確認

※ ①から⑥の検査については、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行令（平成25年政令第49号）第1条に規定されています。

これらの検査については、原則として医師に実施していただくこととなっていますが、③の検査（通常死体を傷つけない方法により体液、尿等を採取し、かつ、簡易検査キットを用いて当該体液等から薬物等を検出するものに限る。）については、警察官に行わせることができることとなっています。

※ 警察官に行わせることができる検査については、施行令第2条に規定されています。

5 解剖（第6条、第7条）

警察署長は、犯罪捜査の手術が行われていない死体について、特に必要があると認めるときには、あらかじめ、法医学の専門的な知識経験を有する者の意見を聴くとともに、遺族に対してその必要性を説明した上で、解剖を実施できることとなっています。この解剖は、遺族の承諾を得ることは必要とされてい

ません。

なお、この解剖は、大学法人等であつて、国家公安委員会が厚生労働大臣と協議して定める基準に該当すると都道府県公安委員会が認めたものに委託して実施することとなっています。

6 身元を明らかにするための措置（第8条）

警察署長は、犯罪捜査の手續の行われていない死体について、その身元を明らかにするため必要があると認めるときは、血液、歯牙、骨等の死体の組織の一部の採取、心臓ペースメーカーや人工関節等の体内に埋め込まれている医療器具を摘出するための切開を実施できることとなっています。

この身元確認のための措置についても、原則として医師又は歯科医師に実施していただくこととなっていますが、血液の採取や爪の切除、毛髪の抜取りについては、警察官にも行わせることができることとなっています。

※ 毛髪の抜取りについては、施行令第3条により警察官が実施できることとなっています。

7 その他

死因が明らかになった結果、当該死因に関する被害を防止することを所掌している行政機関が他にあるのであれば、被害発生防止のために当該関係行政機関に通報することとなっています（第9条）。

また、遺族等に死体を引き渡す際に、その死因その他参考となるべき事項の説明を行うこととされていますが（第10条）、この遺族に対する死因等の説明に関しては、国会審議でも、遺族に配慮して適切に実施するよう求められています。